

保護者 記載欄	児童名	生年月日	施設名		
	子のフルネーム	子の生年月日	日	ご自身の状況に応じてチェック	
				<input type="checkbox"/> 利用中	<input type="checkbox"/> 転園
		年 月 日	日	施設名	〇〇園
	年 月 日	日	<input type="checkbox"/> 利用中	<input type="checkbox"/> 転園	<input type="checkbox"/> 申込み中(第一希望)
	年 月 日	日	施設名		
	年 月 日	日	<input type="checkbox"/> 利用中	<input type="checkbox"/> 転園	<input type="checkbox"/> 申込み中(第一希望)
	年 月 日	日	施設名		

記入する際にご確認いただきたいこと（重要）

この用紙は給付認定や施設・事業利用等に当たり必要な書類です。
事実に相違した場合は、施設・事業を利用できなくなる場合があります。

<記載される就労先事業者等の方へ>

◆横浜市ウェブサイト、本様式のExcel版・記載要領・記載例を掲載しています。必ず、記載要領を確認の上、記載してください。

【令和5年度 保育所 利用案内】で検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/r5hoikuriyou.html>



◆横浜市から記載内容についてご連絡する場合があります。

◆提出された証明書は返却できませんので、記載漏れ等があった場合は申請者を通じて再度提出をお願いします。

◆訂正の際は、二重線で消してください。修正液や消えるボールペンは使用できません。

～記載にあたって特に注意していただきたいこと～

就労日数（No.6）：実績ではなく、雇用契約に基づく就労日数を記載してください。

当月の1日から末日までの就労日数を記載してください。

就労時間（No.7）：実績ではなく、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。

就労時間が固定されていない場合は、直近1か月のシフト表を添付してください。

直近の就労実績（No.11）：就労実績が6か月に満たない場合は、今後の就労見込みを含めた6か月を記載してください。

なお、記載日が月途中の場合は、末日までの見込みを合算して記載してください。

：育児休業等により直近期間において1か月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得月を除き、育児休業等取得前の就労実績も合わせて記載してください。

入所が内定した場合の

育児休業の短縮可否（No.13）：入所が内定した場合、利用開始月中に育児休業を終了することが可能か記載してください。

※4月1日利用開始の場合、4月1日～30日の間に育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。

備考：以下にあてはまる場合や、そのほか記載しておきたい事項があれば、備考欄に記載してください。

- ・既に退職している、または退職が決まっている場合は、退職年月日を記載してください。
- ・妊娠悪阻等により、就労実績等が減少している場合は、その旨を記載し、直近の就労実績（No.11）に記載した実績より前の6か月の実績も記載してください。
- ・産前産後休業または育児休業を複数回取得している場合は、その期間を記載してください。
- ・新型コロナウイルス感染症に関連して、就労実績等が減少している場合は、その理由と減少している月を記載してください。
また、直近の就労実績（No.11）に記載した月のうち実績が減少している月数分、減少する前の実績も記載してください。
- ・育児短時間勤務の取得により、就労実績（日数）が減少している場合は、その旨を記載してください。【雇用されている方のみ】
- ・実績として、月16日以上かつ1週28時間以上労働することを常態としていない場合で、保護者の方の意向等により、就労時間・日数を増やせるときは、以下の3点を記載してください。
 - （1）就労時間・日数等を増やせる時期（例）保育所等の利用を開始した月から
 - （2）増やせる場合の1週あたりまたは1か月あたりの就労日数
 - （3）増やせる場合の1日あたりと1週あたりの就労時間

<保護者の方へ>

◆提出する前に、就労先事業者等の証明事項に誤りがないかご確認ください。

◆提出された書類の証明事項について、⑥記載内容の問合せ先に確認することがあります。

◆就労状況を確認するため、追加書類を求める場合があります。

◆自営業主の場合は、事業として成り立っていることを客観的に判断できる資料（開業届の写し等）を求める場合があります。

◆きょうだいで同時に申請する場合は、きょうだい人数分をコピーしてご提出ください。

その他ご不明な点がございましたら、区役所こども家庭支援課へお問い合わせください。